



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人の基金制度について

平成19年医療法等改正により、医療法人の非営利性を徹底するために、出資持分のある医療法人は設立できないこととされました。

これに伴い、出資持分の定めのない医療法人が医療活動の原資となる資金を調達する手段として、基金制度を採用することができるようになりました。今号では、この「**基金制度**」について解説します。

～基金制度とは～

基金とは、医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、その医療法人が基金の拠出者に対して、双方の合意に基づいて返還義務を負う（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務を負う）もので、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であるとされています。

法人設立時や、法人化後の設備投資や事業拡大の際に、金融機関等から新たに借入れすることなく、現金（運転資金等）または法人の業務に必要な資産を、法人と基金の拠出者との合意に基づき、無利子・無担保で調達することが可能になります。

【基金として拠出する金銭以外の財産の例】

医療施設用の土地・建物、医療用器械備品、建物附属設備、什器・備品、往診・患者送迎用自動車、電話加入権、敷金・保証金



～基金制度を導入して拠出を受けるには～

「定款」に基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続を定める必要があります。そのうえで、下記の手順に基づいて拠出します。

◆ 募集事項の決定と通知

〔募集事項〕・募集に係る基金の総額

・金銭以外の財産を拠出する場合は、その旨及び当該財産の内容・価額

・金銭の払込み又は上記財産の給付の期日、又はその期間



◆ 基金の申込み ⇒ 法人へ拠出しようとする者が書面で申込み



◆ 基金の割当て ⇒ 申込者の中から、基金の割当てを受ける者を定め、割当額を決定して通知する



◆ 基金の引き受け ⇒ 法人と拠出者で基金拠出契約を締結し、定めた期日・期間内に拠出財産を法人に給付する



～基金の返還～

一定の要件を満たせば、医療法人に拠出した金銭その他の財産は拠出者に返還することが可能です。

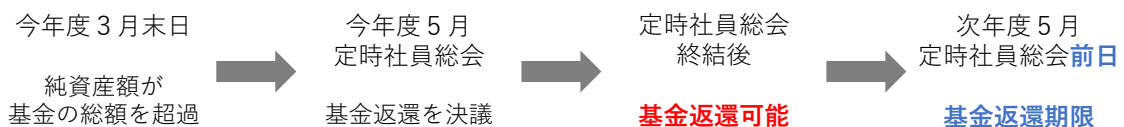
金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還することになります。

なお、拠出金は一括返還しなければならないわけではなく、一部返還も可能です。

【返還の要件】

- ① 定時社員総会の決議によって行うこと
- ② 純資産の額が基金の総額を超えていること
- ③ 基金拠出契約で合意した「返還しない期間」を経過していること ※期間の変更は、変更契約や覚書の締結によって可能です
- ④ 返還する額には、利息を付さないこと
- ⑤ 返還する額に相当する額を「代替基金」として計上すること ※「代替基金」は取り崩すことができません

【返還の流れ（決算期3月末日・定時社員総会5月開催の場合）】



**タスク行政書士法人では医療法人の手続に幅広く対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください！**

次号の予告TOPIC 会社・法人の種類について

